

○厚生労働省告示第二百二十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関として次に掲げる者を登録したので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十九年六月十三日

登録番号	氏名又は名称	住所	試験検査を行う事業所の所在地	試験検査の区分	登録をした日
一八二	一般財団法人ボーケン品質評価機構	大阪府大阪市中央区上町一丁目	大阪府大阪市中央区上町一丁目	理化学試験	平成二十九年六月十三日
十八番十五号					
十八番十五号					

厚生労働大臣 塩崎 恭久